【資料第３号】

令和７年 10 月
公募委員　西弘貴

自転車の歩道通行について

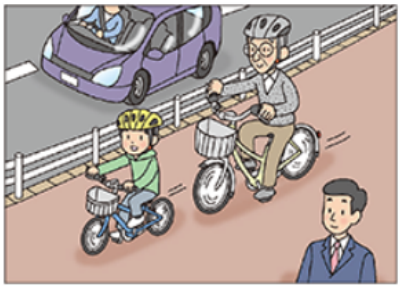
自転車（幼児用座席を設けた自転車＝チャイルドシート付自転車）に子どもを乗せていたら、歩道が通行できるという規定はありません。

警視庁 HP から抜粋

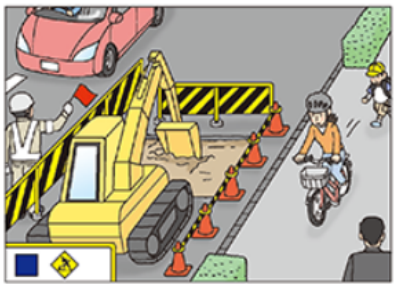
普通自転車が歩道を通行することができる場合



歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。



道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。

これらの例外規定でも**歩道の車道に近い部分を徐行**しなければなりません。

徐行とは単にゆっくりという速度ではなく、何かあっても直ちに安全に停止できる速度（時速８～１０キロ程度）です。

【資料第３号】

歩道は歩行者優先

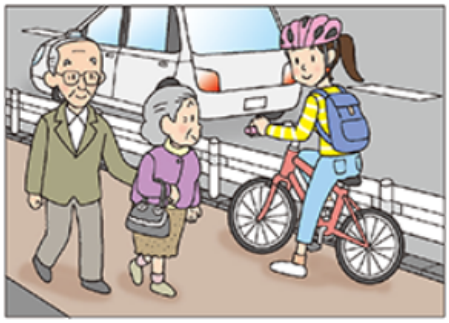
普通自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



罰則

2万円以下の罰金又は科料

普通自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりませんが、歩道では自転車同士による相互通行することが可能です。
その際、歩行者の動きに注意することはもちろん、すれ違う普通自転車に危険を感じる場合は、普通自転車を降りて、普通自転車を押して歩きましょう。



歩道走行時のルール

歩行者優先：歩道はあくまで歩行者のための場所であり、自転車は歩行者を優先しなければなりません。

徐　　行：すぐに止まれるようなゆっくりした速度で走行します。

一時停止：歩行者の通行を妨げるときは、一時停止します。

車道寄りを通行：歩行者がいない場合でも、歩道の中央から車道寄りの部分を通行します。

歩行者が多い場合は降車：歩行者が多い場合は、自転車を押して歩くことも必要です。

基本的な考え方

自転車は道路交通法で「軽車両」に分類され、原則は車道を左側通行するのがルールです。歩道を通行するのはあくまで例外であり、歩行者の安全確保が最優先されることを常に意識して、ルールとマナーを守って運転することが重要です。

【参考】

自転車の歩道走行に関する対応についての検討

富坂警察署交通課によりますと、「普通自転車の歩道通行標識等」は、順次撤去しているとのことでした。

ちなみに　白山通り水道橋付近の標識を確認したところ、都立工芸高校前に２０２２年ころ設置されていた当該標識は撤去されています。



現在は、右の写真のように　　➡

「自転車は原則車道の左側」という案内表示板が設置されていました。



今後の対応として、順次このような案内板が設置されれば、自転車走行のマナーが向上すると考えられます。

半面、交通事故防止のため、止むを得ず歩道通行することがあり得るので、慎重な対応を求められるのではないでしょうか。